

第 1477 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和 4 年 9 月 8 日 木曜日

開会 10 時 00 分 閉会 12 時 10 分

2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室

3 出席者	教 育 長	稲田 新吾
	委 員	奥野 史子
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	松山 大耕
	委 員	野口 範子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 1 名

6 議事の概要

(1) 開会

10 時 00 分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1476 回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 4 件、報告 1 件

イ 非公開の承認

議案 3 件、報告 1 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関すること、人事に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、議案 3 件、報告 1 件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 議決事項

(事務局説明 関 教職員人事課長)

本件は、市長部局の制度に合わせて、育児参加休務の取得範囲を広げようとするほか、市長部局の規則改正を受け、規定を整備するもの。

育児参加休務とは、教職員の配偶者が出産する場合、教職員が当該出産により生まれた子どもや、その上の小学校就学の始期に達するまでの子の養育をする場合に、最大5日間、職務専念義務を免除するもの。現状では、育児参加休務を取得できる期間が配偶者の出産予定日の原則8週間前から出産後8週間を経過するまでの間となっているところだが、この期間を出産後1年までに大幅に拡大する。ただし、5日間という取得可能日数は変更しない。育児参加休務は、配偶者が出産休暇や育児休業を取得している期間であっても取得することが可能で、夫婦そろっての育児にも活用可能な制度である。

なお、本議案の規則改正は、国において、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律等が一部改正されたことが背景となっており、概要を説明させていただく。

改正により、配偶者の出産直後に男性が取得する育児休業、いわゆる産後パパ育休について、従来は期間中に1回しか取得できなかった育休を、2回に分けて取得できるようになるとともに、それとは別の一般の育児休業についても、これまでは原則1回しか取得できなかったところを、原則2回に分けて取得することが可能となった。

このように制度改善が進む中、本市においても、教職員が安心して育児と仕事を両立できるよう、様々な場面での制度周知や、管理職による丁寧な相談に努めてまいる。

なお、本規則の施行日は、10月1日とする予定である。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】 今回の改正では、取得可能日数は増加しないのか。

【事務局】 取得可能日数について「5日以内」から変更はない。ただし、令和4年4月1日から取得単位を1時間としていることから、より柔軟に育児参加休務を取得していただける認識である。

【奥野委員】 育児参加休務は分割して取得できるようになったということか。

【事務局】 分割して取得できるようになったのは育児休業であり、育児参加休務については、これまでからも5日以内の範囲において1時間単位で任意に分割して取得可能。

【奥野委員】 育児休業はどの程度の期間取得可能なのか。

【事務局】 対象となる子の3歳の誕生日の前日まで取得可能。

【奥野委員】 育児に係る制度の充実は当然ながら推進すべきだが、休暇を取得しようとする学校現場の意識の醸成が最大の課題ではないか。

【事務局】 育児に係る制度周知と併せて、引き続き、教職員の意識改革に取り組んでまいる。

【稲田教育長】 育児休業は無給で、育児参加休務は有給という点は変わらないか。

【事務局】 変更はない。ただし、育児休業の場合は、一定期間、公立学校共済組合等から手当金が支給される。

【稲田教育長】 男性教職員の育児休業取得率を向上させていく必要がある。

- 【事 務 局】 特定事業主行動計画において、男性教職員の育児休業取得率の目標を 15% 以上としており、令和 3 年度の実績は 12.2%である。
- 【松山委員】 教員の人材不足が課題となっている中、急な育児休業の申請があった場合、代替教員については問題なく確保できているのか。
- 【事 務 局】 育児休業については、取得予定日の 1 箇月前までの申請を原則としているが、学校現場においては、育児休業取得の意思や予定について、本人との個別面談等を通じて、学校長が随時把握している。
- 【奥野委員】 出産予定日より早く生まれた場合、育児休業の申請はどのように扱うのか。
- 【事 務 局】 育児休業は取得予定日の 1 箇月前までの申請を原則としているが、早産であっても、女性の場合は 8 週間の産後休暇を取得するため、育児休業の申請までには一定の猶予がある。男性の場合は、取得予定日が確定次第、速やかに申請していただく。
- 【教 育 長】 万が一、下の子が死産となった場合でも、上の子に係る育児参加休務を取得可能か。
- 【事 務 局】 妊娠 12 週以降の死産等については出産扱いとなるため、その場合は、出産後 1 年間までにおいて、育児参加休務を取得可能。

(議決)

教育長が、「京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議案 3 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する事、人事に関する案件であるため、非公開

オ 報告事項

報告 1 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であるため、非公開

(3) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

- 9 月 1 日 総合教育会議
- 9 月 5 日 学制 150 周年記念式典
- 9 月 7 日 教育福祉委員会

○事務局から当面の日程について説明

(4) 閉会

12 時 10 分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長